

令和7年度 災害医療に関する情報伝達訓練 実施要領

1 内容及び目的

災害医療情報の収集、伝達等に関するシステム（EMIS）に基づき、情報伝達訓練を実施することにより、大規模災害等非常時における迅速的確な情報伝達体制の確認・検証を行う。特に、情報伝達のためのフォーマット及び情報伝達ルートの確認を行うことを目的とする。

2 訓練実施日時

令和7年11月11日（火） 13時から17時まで

※ 被災想定は9時発災であるが、実働は13時から。

3 訓練想定

（1）シナリオの概要

令和7年11月11日（火）9時、熊野灘沖を震源とするマグニチュード8.6の地震（過去最大クラスの南海トラフ地震）が発生し、四日市市、鈴鹿市では震度6強を観測するなど、県内各地で以下の震度を観測した。

震度7 志摩市、南伊勢町、熊野市、御浜町ほか

震度6強 四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市ほか

震度6弱 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、亀山市、伊賀市、名張市ほか

同日9時03分、気象庁は地震の影響を受け、各種警報を発令。県内各地では、地震による揺れや津波、液状化、火災等により人的被害、建物被害が多数発生しているほか、道路施設等にも被害が発生している模様。津波浸水想定区域に指定されている市町では、住民の緊急指定避難場所への避難を開始。

同日9時05分、三重県及び県内市町に災害対策本部が設置され、応急災害対策活動が開始された。

同日13時、緊急指定避難場所への避難を実施した自治体より、各地方部（災害対策本部）へ津波浸水想定区域居住住民の避難完了が報告される。この時点からの情報収集及び伝達を開始。

※各地域共通の状況設定は以下のとおり。

①職員は災害医療対応において必要な人数が参集済であること。

②停電については復旧した（もしくは停電が起こらなかった）とし、各市町との通信手段が確立済であること。

(2) 被害想定

本要領3 訓練想定(1) シナリオの概要より

詳細は三重県地震被害想定結果(平成26年3月)による。(別紙1 参照)

4 訓練参加者(別紙2 参照)

- (1) 「桑名地域災害医療対策部会」を構成する機関、構成員及びその関係機関
- (2) 「四日市地域救急医療対策協議会」を構成する機関、構成員及びその関係機関
- (3) 「鈴鹿亀山地域災害医療対策部会」を構成する機関、構成員及びその関係機関
- (4) 「伊賀地域災害保健医療対策会」を構成する機関、構成員及びその関係機関
- (5) 三重県四日市地域防災総合事務所
- (6) 三重県北勢福祉事務所
- (7) 三重県医療保健部
- (8) 三重県防災対策部

5 情報伝達訓練 実施手順

(1) 訓練実施確認

訓練前日、情報伝達訓練の実施について、桑名保健所、北勢福祉事務所、四日市市保健所、鈴鹿保健所及び伊賀保健所は、各訓練参加機関等へ伝達する。

(2) 訓練開始

訓練当日、行政機関は13時をもって訓練開始とする。また、訓練参加者(主に医療関係者)は、9時~14時までに、EMIS 入力を行うこととする。

(3) 情報伝達

桑名保健所、四日市市保健所、鈴鹿保健所、伊賀保健所については、「保健所現状報告システム(くものいと)」を立ち上げ、保健所の被災状況を本庁へ報告する。

※北勢福祉事務所(四日市庁舎保健医療対策班)については、本庁からの派遣職員による Slack またはメールにより、本庁へ現状報告を行う。

訓練参加者(参加医療機関、各市町)は、被災状況等について、各機関・所属組織の伝達ルートにより、参集、電話、FAX、E-mail、救急医療情報システム(EMIS)、三重県防災情報システム、防災行政無線等で報告する。報告を受けた機関は、情報の取りまとめを行い、医療情報は桑名保健所、北勢福祉事務所、四日市市保健所、鈴鹿保健所又は伊賀保健所へ、防災情報は各地域防災総合事務所へ報告する。また、各保健所及び北勢福祉事務所は、各保健所及び各地域防災総合事務所において記録されたクロノロの画像を撮影し、EMIS 掲示板へ掲載。保健医療福祉調整本部(本庁)は掲示板を確認後、本庁での対応を検討する。

桑名保健所、北勢福祉事務所・四日市市保健所、鈴鹿保健所及び伊賀保健所は、15時45分までに「⑩-2【保健所等】地域保健医療福祉調整本部 現状分析と課題」を用いて、保健医療福祉調整本部(本庁)へ県への要請を伝達する。

桑名保健所、北勢福祉事務所・四日市市保健所、鈴鹿保健所及び伊賀保健所は、当日１６時までに報告を受けた各地域の被災状況等を取りまとめのうえ、その情報を相互に共有するとともに、関係機関に対してフィードバックを行う。

また、桑名保健所、北勢福祉事務所・四日市市保健所、鈴鹿保健所及び伊賀保健所は、翌日１２時までに報告を受けた情報についても、あらためて関係機関にフィードバックを行う。

6 訓練実施結果報告

訓練参加者は、訓練実施結果及び訓練参加にあたっての意見、感想等について、訓練実施結果報告様式に記入し、報告する。

部会及び協議会構成機関は、その結果を桑名保健所、四日市市保健所、鈴鹿保健所又は伊賀保健所に報告する。

7 訓練中止

以下の場合には、訓練中止とする。なお、訓練の中止を決定した場合は、桑名保健所、北勢福祉事務所、四日市市保健所、鈴鹿保健所及び伊賀保健所から、それぞれの属する部会又は協議会の構成団体に連絡する。（保健所→地域防災総合事務所→警察・消防・市町（防災担当課））

- ・ 訓練当日、県内に震度５弱以上の地震が観測されたとき
- ・ 県内に「津波」注意報・警報が発表されているとき
- ・ 県内に「暴風」、「暴風雪」、「大雨」、「大雪」、「洪水」、「高潮」警報のいずれかが発表されているとき
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震警戒）（巨大地震注意）が発表されているとき
- ・ 桑名保健所、四日市市保健所、鈴鹿保健所、伊賀保健所及び各地域防災総合事務所が、気象状況やその他の事案の発生により訓練を中止すべきと判断したとき